

中小企業の設備投資を応援する制度が始まりました

「生産性向上特別措置法」の施行により、中小企業が市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」により労働生産性の向上を図る設備投資を行うことで、各種措置を受けられるようになりました。



認定により受けられる支援措置

- ◎**税制措置** 計画に基づき生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税(償却資産)の軽減措置(3年間、ゼロ~1/2の間で市区町村の定める割合に軽減)
- ◎**金融支援** 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)
- ◎**予算支援** 認定事業者に対する一部補助金における優遇措置(審査時の加点等)

※各措置を受けるためには、中小企業の規模や設備の種類等の条件があります。

同制度利用にあたっての留意点

- ◎**本制度の対象となる市区町村に所在している中小企業者が対象**
「生産性向上特別措置法」に基づく「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在している中小企業者が対象となります。
- ◎**事前確認を受けた計画が対象**
認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会等)に予め計画の確認を受けた上で市区町村に申請する必要があります。

詳しくは [先端設備等導入計画](#) [検索](#) にてご確認ください。

セミナー情報 ※京都商工会議所内に駐輪場はございません

第1回 IT活用セミナー これからの中小企業が利益を出すためのIT活用術

参加無料

重複した書類作成の無駄や手書きのミスで、売上・利益を損なっていませんか? 現場が忙しく特定の従業員に頼り切っていませんか? 今回はITの活用でこれらの問題を克服し、利益を33倍にまで拡大した株式会社プロトワークのIT活用のビフォー・アフターをお話いただきます。

日時 8月9日(木) 15:00~17:00
場所 京都商工会議所 2階 教室
講師 田村 常之進氏(株式会社プロトワーク 代表取締役社長)
定員 50名(申込先着順)
申込 http://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_110015.html より
問合せ 洛央支部 ☎075-212-6460

2018/7・8

京都商工会議所
 中小企業経営支援センター
 京都市中京区烏丸通夷川上ル
 ☎075-212-6467

知恵ビジネス塾 新規事業創出と知恵ビジネス認定に向けて!

新規事業の創出を目指す事業者様を対象に全4回の講義・グループ演習で事業計画を作成する実践的な講座です。各社の知恵を活かした新規事業計画を作成いただけるほか、演習では、「第10回知恵ビジネスプランコンテスト」申請書に沿ったワークシートを使用し、コンテスト申請にもご活用いただけます。ぜひご参加ください。

※情報収集・営業目的のみでのご参加や士業・コンサルティング業等の方はご遠慮ください。

日時 ①8月24日、②31日、③9月7日、④14日(金) 13:30~17:00
 ※①と④は講座後に交流会(立食形式・任意参加)を実施します。
場所 京都商工会議所 3階 役員室
対象 中小企業経営者・幹部等(新事業や知恵ビジネスの展開をお考えの方)
講師 多田 知史氏(中小企業診断士・合同会社 Business Departure 代表)
 ※ほか、各グループ担当の中小企業診断士が参加者のワークをサポート致します。
受講料 全4回 計10,000円/人(税込) ※交流会費(任意参加)は別途2,000円/回
定員 40名(京都市内の中小企業の方を優先)
申込 https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_110002.html より
問合せ 知恵産業推進室 ☎075-212-6470 E-mail: bmpj@kyo.or.jp

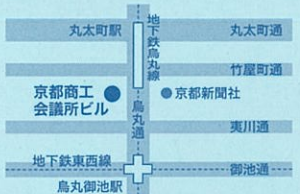
消費税軽減税率 消費税率軽減税率制度説明会 ~軽減税率制度の実施までに準備が必要なのをご存知ですか?~

参加無料

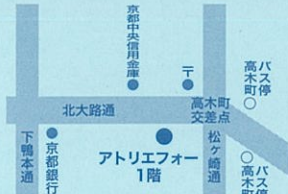
2019年10月1日から実施の消費税軽減税率制度では全ての事業者に影響があります。そのため、「取扱商品が軽減税率(8%)の対象品目かどうかの判断」「場合により税率ごとの区分経理への対応」「複数税率に対応したレジやシステムの改修」など、制度実施までに事前準備を行っていただく必要があります。この度、軽減税率制度の概要や事業者向け支援措置を解説する説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

日時・場所 [第1回] 9月11日(火) 京都商工会議所 2階 教室
 [第2回] 9月27日(木) ホテルセントノーム京都 2階「平安の間」
 いずれも13:00~15:00(受付12:30~) ※第1回と第2回は同内容となります。
内容 ①軽減税率制度及びインボイス制度の概要/②軽減税率対策補助金(事業者支援措置)の概要
 ③消費税価格転嫁等の対応 等
講師 近畿経済産業局(消費税転嫁対策室)、大阪国税局(消費税課 軽減税率制度係)、中小企業庁担当者等
定員 各日150名(申込先着順)
申込 <http://www.kyo.or.jp/kyoto/> より **問合せ** 洛央支部 ☎075-212-6460

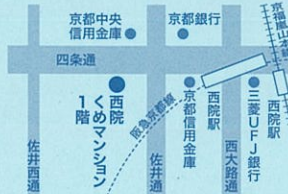
ご相談は事業所のある行政区の各支部へ



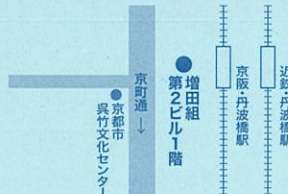
本部・洛央支部 (上京区・中京区・下京区・東山区・山科区)
 TEL 075-212-6467・6460
 FAX 075-212-6920
 中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル6階・1階
 ※地下鉄丸太町駅6番出口直結



洛北支部 (北区・左京区)
 TEL 075-701-0349
 FAX 075-791-8505
 左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階
 ※高木町バス停より徒歩2分



洛西支部 (右京区・西京区)
 TEL 075-314-8771
 FAX 075-314-8911
 右京区西院真町13 西院くめマンション1階
 ※阪急西院駅より徒歩3分



洛南支部 (伏見区・南区)
 TEL 075-611-7085
 FAX 075-603-2601
 伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階
 ※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分

地域活性化推進委員団体のご紹介

京都の振興・活性化と中小企業の経営向上を図るため、地区内の民間業種団体並びに地域団体の役員の方を「地域活性化推進委員」として委嘱しています。

西陣千本商店街振興組合

理事長 喜多 泰弘
所在地 京都市上京区千本一条上る泰童片原町659
TEL 075-464-0005

主な活動

西陣千本商店街振興組合は、千本通沿いの北は今出川通から南は上長者町通まで600mに及び商店街で、西陣織物の町として明治の初めより形成され、北野天満宮や上七軒と共に繁栄してきました。又、大正元年には市電の開通により今の道幅に広げられ現在に至っております。

西陣千本商店街は買回り品が中心で、他商店街との棲み分けを行ってまいりました。平成6年にはインフラ整備を行い、快適な遊歩道とすべくモール化や街路灯のLED化、防犯カメラを設置し、特に安心安全の街づくりに努めてまいりました。近年は、組合員の数も減少し活性化が難しい状況にあります。今後、近隣の商店街に連携を働きかけ共同事業に取り組み、線の商店街から面の商店街として活動の幅を広げ、いつまでも愛される様努力してまいります。



伏見酒造組合

理事長 増田 徳兵衛
所在地 京都市伏見区西大手町318
TEL 075-611-4115

主な活動

伏見酒造組合は昭和28年に「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて設立された、伏見・城陽の日本酒を醸造する25の蔵元からなる組合です。

一升の酒に、八升の水がいるといわれる酒づくり。中でも良質の豊富な水に恵まれることが、酒造地の条件といえます。

伏見は、かつて“伏水”とも書かれていたほどに、質の高い伏流水が豊富な地です。日本を代表する酒どころとなったのも、この天然の良水に恵まれていたことが大きな要因です。水質は、カリウム、カルシウムなどをバランスよく含んだ中硬水で、酒づくりに最適の条件を満たしています。

伏見酒造組合は、日本酒の楽しさをより多くの方々に味わって頂くため「伏見の清酒 新酒蔵出し日本酒まつり」や期間限定の日本酒BAR「京都伏見 SAKEZO'S BAR」等を開催し積極的に情報の発信をしております。

加えて京都市会に働きかけて、全国で初めて日本酒での乾杯を促す条例を制定して頂きました。

また京都府の研究機関と共同して日本酒の原料である京都府独自の良質な酒米「祝」を復活育成させるなど酒文化の向上を目指し、古き伝統を守りながら新たな挑戦を続けています。



専門相談のご案内

経営に関するご相談に専門家が適切なアドバイスを行います。お気軽にご利用ください。

相談無料 秘密厳守

相談分野	実施曜日	相談時間	受付場所	専門相談員	
事業に係わる法律	毎週(火)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	弁護士	
経営 マーケティングや生産管理、IT活用等	毎週(月)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛西支部	中小企業診断士	
	毎週(火)		洛北支部		
	毎週(水)		洛央支部		
	毎週(木)		洛南支部		
事業承継 親族・従業員・第三者への引継	毎週(月)～(金)	午前10時～午後5時 ※予約優先	創業・事業承継推進室 (075-255-7101)	公認会計士 中小企業診断士	
税務	【税務一般】	第1～4(木)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	税理士
	【記帳指導】	予約制	全支部		
雇用・労務管理	第2・4(金)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛央支部	社会保険労務士	
不動産登記・会社関係登記全般	予約制	洛央支部	司法書士		
知的財産関係	予約制	洛央支部	弁理士		
許認可関係全般	予約制	洛央支部	行政書士		
店舗デザイン ※店舗デザインのご相談は、内容に応じて随時現場で対応します。	予約制	洛央支部	商業施設士		
国際ビジネス	予約制	産業振興部 (075-212-6442)	専門アドバイザー		



マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資)

手数料無料

無担保で保証人不要、低金利の融資制度

融資限度額
2,000万円
(設備・運転を併せた限度額)

金利
1.11%
(平成30年7月13日現在)

融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済(残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要
- 融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- 返済期間は、設備：10年以内 運転：7年以内(運転資金1年以内、設備資金2年以内の据置も可)

※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の事業者(ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方